

不祥事の再発防止に向けた取り組みについて

令和4年5月

東広島市

1 はじめに

令和3年9月27日、職員が自己の職務に関する賄賂として現金の供与を受けたものとして、逮捕される事件が発生しました。当該職員は、同年10月18日に収賄罪で起訴され、令和4年2月24日に有罪判決が下りました。

本市では、令和元年度にも職員による不祥事が発生し、失った信用と信頼を回復していくため、全庁を挙げて服務規律の確保等に努めてきたところでしたが、今回の事件を受け、再び本市への市民の皆様からの信頼は著しく失墜しました。

こうした事態を重く受け止め、令和3年9月29日には、市長、副市長及び関係部局長で構成する「再発防止委員会」を組織し、組織の現状、課題の把握及び今後の服務規律違反事件の再発防止に係る検討を行ってまいりました。

この度、この再発防止委員会における検討内容や裁判で明らかになった事実等を踏まえ、「不祥事の再発防止に向けた取り組みについて」を策定いたしました。

今後は、市民の皆様からの信頼回復と二度と不祥事を起こさない組織づくりに向けて、市職員が一丸となって再発防止策を実行し、改善に努めてまいります。

2 事件の概要及び経過

(1)概要

本市の職員が、市が発注する道路河川等維持業務に関し、特定業者を下請業者に推奨するなどの有利かつ便宜な取り計らいを受けたことに対する謝礼及び今後の同様な取り計らいを受けたいとの趣旨であることを知りながら、自己の職務に関する賄賂として現金の供与を受けたものとして、逮捕、起訴され、有罪判決を受けたものである。

(2)経過

R3. 9. 27	○東広島警察署に収賄容疑で逮捕 ・東広島市、家宅捜査
R3. 9. 28	○検察送致 ・服務規律の保持に関する通達を全庁に発出
R3. 9. 29	・職員の逮捕に係る市長記者会見 ・「再発防止委員会」の設置
R3. 9. 30	・全所属に「服務規律保持に関する緊急ミーティング」の実施を指示
R3. 10. 1	・第1回再発防止委員会
R3. 10. 7	・第2回再発防止委員会
R3. 10. 12	・第3回再発防止委員会
R3. 10. 18	○収賄罪で起訴（令和3年4月21日 50万円の収賄）
R3. 10. 20	・第4回再発防止委員会
R3. 10. 21	○本人を起訴休職処分 ・第5回再発防止委員会
R3. 10. 29	○本人を懲戒免職処分 ・第6回再発防止委員会 ・市長記者会見
R3. 11. 12	・「再発防止に向けた検証及び取組の状況」について、市議会総務委員会に報告
R3. 11. 19	・「再発防止に向けた検証及び取組の状況」について、市議会全員協議会に報告
R3. 11. 22	○収賄罪で追起訴（令和元年12月10日 20万円の収賄）
R3. 11. 25	○受託収賄容疑で再逮捕 ●第1回公判
R3. 11. 26	・第7回再発防止委員会
R3. 12. 15	○受託収賄罪で追起訴（令和2年7月～令和3年8月 合計13回 13万円の受託収賄）
R3. 12. 22	●第2回公判
R4. 2. 3	●第3回公判
R4. 2. 24	●第4回公判（判決：懲役1年6か月、執行猶予3年）

3 再発防止委員会における検討

令和3年9月29日に設置した再発防止委員会において実施した職場内での現状把握と、挙げられた課題は次のとおりである。

(1)職場内の現状把握

事件を受け、全職員を対象に、所属ごとに次の点についてミーティングを実施した。

- ・「東広島市職員行動理念」のより深い理解と実践のために、毎日、唱和を実施しているか。
- ・「服務規律の保持について（依命通達）」及び「東広島市職員の倫理等に関する指針」の内容を所属長が説明し、その内容を職員が十分確認したか。
- ・職務上利害関係のある者との飲食行為、遊興行為、その他市民の疑惑を招く行為を行っているか。
- ・職務の相手方からのサービスの提供、便宜の供与等をされていないか。（仮に贈答品等が自宅等に送付された場合は受領を拒否するよう、家族を含め注意喚起をできているか。）

その結果は次のとおりである。（※R3.10.12時点）

1 対象所属及び回答率

○対象所属数 128 所属

2 ミーティング実施状況

(1)全所属職員に対する緊急ミーティング等の実施

○実施率 128所属全て実施(100%)

※休職中・派遣中の職員、会計年度任用職員に対する聴取りを含め実施

○確認事項

- ・「東広島市職員行動理念」唱和の実施状況(3に記載)
- ・令和3年9月28日付「服務規律の保持について(依命通達)」
- ・「東広島市職員の倫理等に関する指針」の確認
- ・利害関係者との飲食行為、遊興行為等、市民の疑惑を招く行為の有無
- ・職務の相手方からのサービス提供、便宜の供与等の有無

(2)ミーティング実施期間

○9/28(火)～10/8(金)

3 「東広島市職員行動理念」唱和の実施状況について

○唱和の実施状況 週2回 15.6%(20所属)

週1回 71.9%(92所属)

実施なし 12.5%(16所属) ※主に保育所

4 その他各所属からの主な報告事項

- ・緊急ミーティング以降、毎日職場で唱和を実施する。
- ・職員の倫理観の醸成に向け、職員のモチベーション向上や、働き方の見直し、事務事業の見直し等をしっかりと進めていくことを考えていきたい。
- ・モラル意識の保持は各職員に必要不可欠だが、事象が発生しにくい組織づくりも非常に大切である。技術職場の人員増も含め対応してほしい。
- ・組織全体の再発防止策として、「個人の連絡先を教えない。」「個人の携帯電話を使用しない。」「同じ所属(ポジション)に長期間いることが、癒着の温床となるのではないか。」などが挙げられた。

(2)組織体制に係る課題

道路・河川等の維持管理業務については、地域ごとに迅速な対応を行うため、支所内に建設部維持課の分室を設けて対応していたが、本庁との業務分担、また、増大した災害復旧事業等への対応により、当初の設置目的が十分に果たせていなかった。

また、業務量が増大した結果、一部の職員に負担がかかり、職務執行上の監督が行き届いていなかった。

(3)服務規律・職員倫理上の課題

逮捕された職員（以下「元職員」という。）は、勤務成績は良好で、同僚との人間関係や面倒見は良いという評価であった。また、業者との関係は、業務を円滑に遂行できるよう適切に対応し、業務上の友好的な関係に留まっていたと、周囲は感じていたようである。

しかし、今回の事件のように、勤務時間外での業者との接触、金銭の授受については職員倫理の観点から到底許容できるものではない。

(4)業務執行上の制度の課題

「東広島市建設工事監督事務取扱要綱」において、総括監督員・主任監督員・監督員を規定しているが、建設工事以外（今回の事案である「年間維持管理業務」）においては、同要綱を準用しており、緊急時等の監督員の役割、指揮命令系統について、その解釈に統一感を欠いており、かつ、再委託についての承諾手続きが明確でなかった。

また、監督員でない者が、業者に対し、実質上施工を指示するなど、権限を越えて業務を行う実態もあった。

さらに、災害復旧対策等により、増大した発注量に対し、受注可能な業務量を超過するなど、受注業者が十分に確保できない実態もあった。

4 裁判

(1)判決

令和4年2月24日、元職員に対し、令和3年10月18日付け起訴分（令和3年4月21日 50万円の贈収賄）、同11月22日付け追起訴分（令和元年12月10日 20万円の贈収賄）及び同12月15日付け追起訴分（令和2年7月～令和3年8月 合計13回13万円の受託贈収賄）に係る判決宣告が行われ、懲役1年6か月、執行猶予3年が言い渡された。

(2)裁判において認定された事実と判決

【事実】

- ①元職員は、建設部維持課安芸津維持分室主査として勤務していたところ、平成31年度安芸津町1工区道路河川等維持業務に係る受注業者から、立木伐採業務の下請業者の紹介を求められ、A社を下請業者として手配した。このことについて、A社から業務を受注したことに係る謝礼として、また、今後も同様の便宜を図ることを求める意図と知りながら、令和元年12月10日、賄賂として現金20万円を受け取った。
- ②元職員は、建設部維持課安芸津維持分室主査として勤務していたところ、令和2年度安芸津町1工区道路河川等維持業務における立木伐採業務に関し、A社を下請業者とするよう手配した。このことについて、A社から業務を受注したことに係る謝礼として、また、今後も同様の便宜を図ることを求める意図と知りながら、令和3年4月21日、賄賂として現金50万円を受け取った。
- ③元職員は、建設部維持課安芸津維持分室主査であったところ、令和2年6月上旬頃から同3年8月上旬頃の間、B社の代表取締役から、広島県から東広島市に提供された単価の提供を受けたいとの請託を受け、広島県が制定した公共土木資材単価表及び農林資材単価表を、令和2年7月10日から令和3年8月4日までの間、各月ごとに1回の合計13回供与し、賄賂として1回につき1万円、計13万円を受け取った。

【判決】

懲役1年6か月（執行猶予3年）

【量刑の理由】

- ・ A社から接待を受ける中、多数回の賄賂を受け取っており、刑事責任は免れない。また、B社の代表取締役との関係においても、多数回の賄賂を受け取っている。元職員もその職責を理解した上での行為であり、常習性も認められ、非難に値する。
- ・ 全体の奉仕者である地方公務員である元職員の行為によって、公務の公正、その社会的信頼を大きく損なうもので、その責任は重大である。
- ・ 元職員は、懲戒免職の処分を受け、退職金の支給も受けておらず、一定の社会的制裁を受けていること等から、刑については3年間の執行猶予とされた。

(3)裁判で認定された事実等を踏まえた課題

①サービス規律・職員倫理上の課題

- ・元職員は、自己の職責を理解した上で、収賄行為に及んでおり、また職務に関係する事業者からの接待等も常習的に受けていた。(職員倫理の徹底不足)

②業務執行上の制度の課題

- ・公共土木資材単価表及び農林資材単価表について担当者が外部に容易に提供し、対価として賄賂を受領している。(業務上の機密保持、単価表の管理に関するチェック体制)

③組織体制に係る課題

- ・①②の課題への対応も含め、建設部維持課分室の管理監督体制の強化を図る必要がある。

5 再発防止に向けた取り組み

再発防止委員会における検討、裁判で認定された事実等を踏まえ、再発防止の取り組みを次のとおり実施し、今後も不祥事を生じさせない組織づくりを進める。

(1)組織体制の見直し

○組織・機構の再編 (R4.4.1 実施)

令和4年4月1日付け人事異動に合わせ、建設部維持課分室を改編し、黒瀬、河内、安芸津の各支所に「産業建設課」を、福富支所及び豊栄支所に「地域振興課産業建設係」を設置し、支所長の下、災害復旧工事及び道路・橋梁・河川等の整備・維持管理等を含めた管理監督機能の強化を図った。

○人材の確保

業務量や人事配置等の課題を定期的な全庁調査・ヒアリング等により把握し、事務事業の見直し等による効率化を推進するとともに、複数回の採用試験の実施など、技術職員の積極的な採用による増員を図る。

○技術力向上、技術継承の取り組み

技術職員向けの派遣型研修の推進のほか、専門分野、過程別の技術職員研修、土木積算システム研修等を今後も実施し、職員の技術力向上、技術継承を促進する。

(2)業務執行上のフロー、チェック体制の見直し

○情報管理の徹底

設計図書に関する情報が漏洩しないよう、設計に関する情報、書類の厳重管理を再徹底する。

なお、入札・契約事務における情報管理（設計図書・設計金額・予定価格等）については、令和3年12月27日付けで全庁に通知し、全職員が関係法令等に基づき、公正公平で、透明性、競争性を確保した入札・契約事務を行うため、日常業務における秘密保持の徹底を図るとともに、あわせて、研修等により職員倫理の徹底を図る。

○下請け業務の透明化

入札参加資格業者に対し、職員による下請け及び協力業者のあっせん及び紹介の禁止について通知するとともに、ホームページ等にも掲載し、周知徹底を図った。（令和3年11月実施（対象事業者数 約900件））

○再委託の承諾手続の明確化

年間維持管理業務契約書において、全ての協力会社について再委託の承諾を受けるとし、協力会社に業務を施工させた場合は、受注者が施工体制台帳及び施工体系図を提出することとした。

○施工体制（協力会社等を含む）の在り方

「東広島市建設工事監督事務取扱要綱」に基づき、総括監督員、主任監督員及び監督員それぞれの権限、責務について再確認及び徹底する。

また、工事に関する協議等について、設計変更は指示書（工事打合せ簿）により行うことを徹底し、工事打合せ簿等は、監督職員のほか複数の職員が確認する仕組みとするほか、設計変更協議には、総括監督員や主任監督員が確実に参加していく。

(3)サービス規律・倫理意識の向上

○職務遂行の原点となる「東広島市職員行動理念」を職員に再徹底するとともに、職員間のコミュニケーションの礎となるあいさつを励行する。

○職員研修の定期的な開催

職員へ倫理意識を浸透させるため、職員倫理研修、コンプライアンス研修などを定期的に行い、職員に対し倫理指針の徹底を行う。

不正行為を「正当化」する考えを排除するため、「不正行為を行った場合にどういった処分になるのか」など、具体的事例を用いた研修とし、市民の疑惑又は不信を招くような行為の禁止も併せて再度徹底する。